

神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業実施要綱

昭和63年7月27日
民生局長決定
平成29年12月25日改正

(目的)

第1条 この要綱は、市が高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術（以下「施術」という。）に要する施術料の一部を助成することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業（以下、「事業」という）を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4月1日現在かつ申請日時点において、神戸市内に住所を有する満70歳以上の者
- (2) 神戸市国民健康保険が実施する事業において、はり・きゅう・マッサージ施術割引券の送付対象となった者

(助成の内容及び方法)

第3条 この事業の対象となるのは、健康保険の療養費の支給の対象とならない施術とする。

2 市は、対象者が施術を受けたとき、1人3回を限度として、施術1回につき1,000円を施術者に対して助成する。

(利用期間)

第4条 利用の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資格の認定)

第5条 この要綱による事業を利用しようとする者は、市長に申請して資格の認定を受けなければならない。ただし、第2条第2号に規定する者は、資格の認定を受けた者とみなす。

(申請期間)

第6条 前条の申請期間は、3月1日から翌年の2月末日までとする。ただし、第2条第2号に規定する者はこの限りではない。

(割引券の交付等)

第7条 市長は、第5条の規定に基づき資格の認定を受けた者（以下「資格者」という。）に、はり・きゅう・マッサージ施術割引券（以下「割引券」という。）を交付するものとする。

2 資格者は、施術を受けたときは、前項に規定する割引券を提出し、施術に要する費用から第3条に定める助成額を控除した額を当該施術者に支払うものとする。

3 第1項に規定する割引券は、再交付しない。

4 市長は、申請者が資格者として認定することができない者であるとき、申請者にその旨を通知するものとする。

(取扱機関)

第8条 この事業の取扱機関は、この要綱の趣旨に同意した、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師とする。

2 この事業の取扱機関であることを、証するため「神戸市福祉はり・きゅう・マッサージ施術割引券取扱所」のプレート（以下「プレート」という。）を交付する。

3 取扱機関がこの要綱の趣旨に同意しないときその他の別に定める事由に該当するときは、プレートをすみやかに市に返却しなければならない。

4 プレートは、貸与し、または譲渡してはならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により、この要綱による助成を受けた者若しくはこの要綱による事業を利用した者に対し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(対象者に関する経過措置)

第2条 平成11年度の対象者は、5月31日現在神戸市に住所を有し、7月31日現在満70歳以上のものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(申請期間に関する経過措置)

第2条 平成12年度の申請期間は、4月1日から6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。なお、施行日前においても、事業を実施するにあたり必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。